

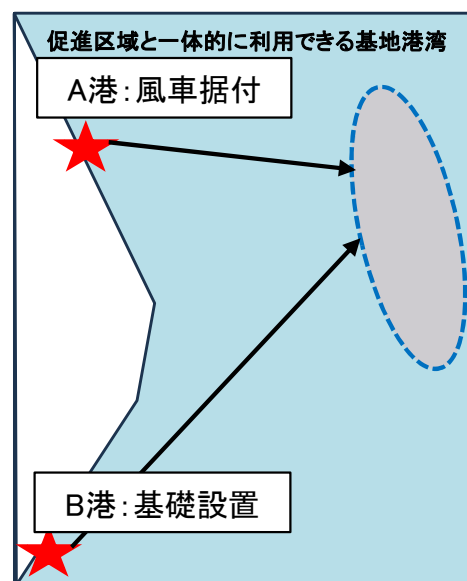
基地港湾のさらなる効率的な利用に向けた検討

- 検討の方向性
- 基地港湾を取り巻く動き

- 事業者・業界団体の要望等を踏まえ、事業者負担の軽減や施工の効率化等の観点から、基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築に向けて検討を進めてきたところ。
- 現行の基地港湾制度について、基地港湾のさらなる効率的な利用に向けて、「港湾間連携を促すための運用改善」、「基地港湾の利用機会を増やすための運用改善」に関して、制度見直しを行う。

【港湾間連携を促すための運用改善】

①施工の効率化に向けた複数基地港湾利用の促進



- 「促進区域と一体的に利用できる基地港湾(A港)」と「それ以外の基地港湾(B港)」を利用する場合、B港の貸付料については、利用期間に応じた貸付料を導入することで、施工の効率化を図る。

利用港	1年目	2年目	3年目	4年目～
A港 (風車据付)		風車据付		
B港 (基礎設置)	基礎設置			

貸付料支払期間 (A港からB港まで)

貸付料支払期間 (B港からA港まで)

【基地港湾の利用機会を増やすための運用改善】

②貸付契約1者目の契約保証額の軽減

- 賃貸借契約1者目の契約保証を投資額の50%(貸付料と同額)とすることで、1者目負担の軽減を図る。

③基地港湾貸付料の平準化

- 同一港湾管理者の基地港湾投資額を合算し、貸付料を平準化することで、基地港湾利用の平準化を図る。

④原状回復義務の緩和等

- 原状回復を行うことを要しない事例を整理する。
- 基地港湾の利用スケジュール等の情報共有を行う場を設ける。

⑤柔軟な貸付料支払方法の設定(選択制)

- 運転開始までの貸付料支払抑制期間を導入し、売電開始後に貸付料の支払いを可能とすることで、事業者負担の軽減を図る。

【第2回検討委員会で頂いた主なコメント】

- ✓ 基地港湾貸付料については、整備費が算定根拠であり大小が生じるため、複数基地港湾の管理・運営やプール制などの単価を検討するべきではないか。
- ✓ 自治体が港湾を運営することが大前提となっているが、時代を取り巻く状況により制度を変えることも必要。社会のニーズを踏まえ、新しい視点で制度を検討していただきたい。

【事業者団体等から頂いた主なコメント】

- ✓ 案件の大型化等への対応として、複数港湾の活用も重要だが、産業集積やコスト低減等の観点から、複数案件を1つの港湾で対応できるような制度等も検討頂きたい。
- ✓ 検討会における議論も踏まえ、効率的な港湾利用を促進して頂きたい。
- ✓ 国、各港湾管理者が同じ目線で管理できるような体制を構築頂きたい。(国/自治体間の調整のワンストップ化等)

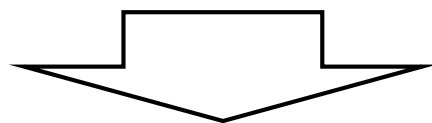


第2回検討委員会等で頂いたコメントも踏まえ、
中長期的な課題として、下記について検討を進めていきたい。

- ・案件の大型化等に対応する港湾施設の確保方策に関する検討が必要ではないか。
- ・国・港湾管理者間や港湾間の利用調整等のさらなる効率化に向けた検討が必要ではないか。

【第3回検討委員会で頂いた主なコメント】

- ✓ 欧州の港湾運営と同様に、風力事業を誘致できるように、より効率的に基地港湾を利用することができるような制度を検討すべきである。
- ✓ 浮体式では異なる港湾管理者の基地港湾を使う可能性があるため、複数の基地港湾利用が効率的にできるような制度を検討いただきたい。
- ✓ 貸付料の設定も含め、港湾利用の予見性が高まるような制度を検討いただきたい。



第3回検討委員会で頂いたコメントも踏まえ、
基地港湾のさらなる効率的な利用に向けて、
浮体式に対応した基地港湾制度に関する検討を進めたい。

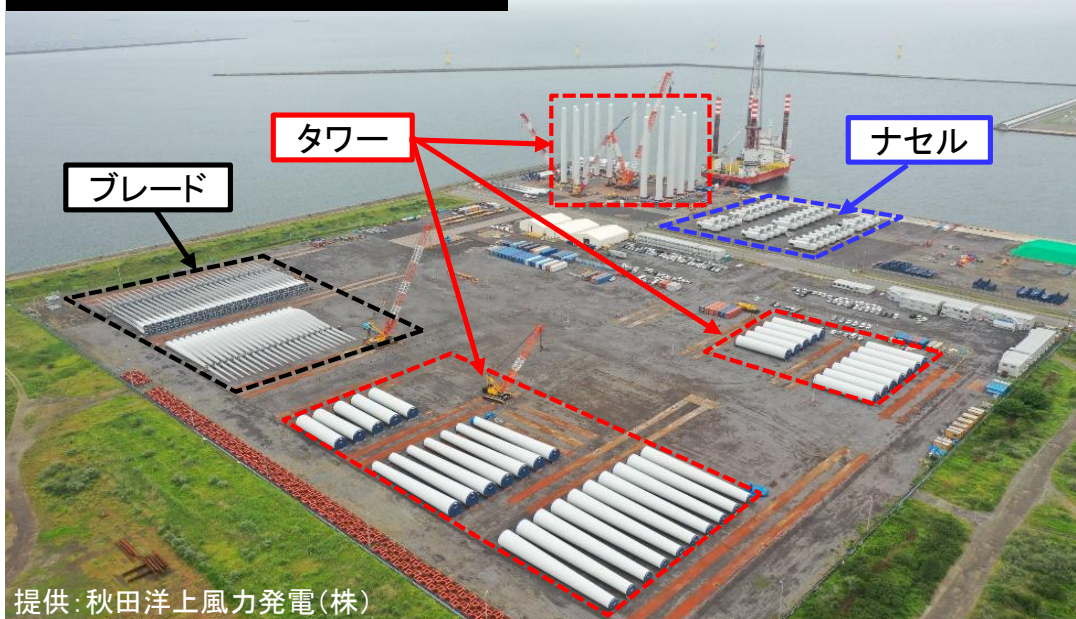
- 検討の方向性
- **基地港湾を取り巻く動き**

国土交通省



- 令和元年改正港湾法において、国土交通大臣が、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭(洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭)を有する港湾を基地港湾として指定し、発電事業者に当該港湾の同埠頭を長期間(最大30年間)貸し付ける制度を創設。
- 現在までに、青森港、秋田港、能代港、酒田港、鹿島港、新潟港及び北九州港の計7港を基地港湾に指定。
- 基地港湾の指定については、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、指定に係る基準への適合性を確認したうえで指定の判断を行う。
- また、令和7年改正港湾法において、広域的な基地港湾の利用調整を行う利用調整協議会制度を創設。

基地港湾利用の様子(秋田港)



提供: 秋田洋上風力発電(株)

【基地港湾の指定に係る基準】

- ・港湾計画における「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」の位置づけ
- ・係留施設及び荷捌き施設に必要な地盤強度及び面積
- ・係留施設の構造の安定
- ・当該港湾の利用状況と周辺の洋上風力発電の導入量の現状・将来見通し
- ・2以上の者の港湾の利用見込み

SEP船による海上施工の様子(能代港・秋田港内)



提供: 秋田洋上風力発電(株)

制度スキーム



※複数事業者が基地港湾を利用する場合は、出力量に応じ貸付料を按分する。

海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)の概要

整備済

能代港

【指定日】令和2年9月2日
【事業の概要】
・整備施設：岸壁(水深10m)、泊地(水深10m)
・事業期間：令和元年度～令和6年度
【海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域】：8ha(.....)



秋田港

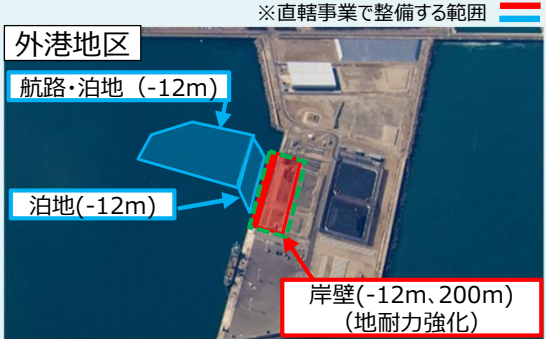
※発電事業者2社と契約済

【指定日】令和2年9月2日
【事業の概要】
・整備施設：岸壁(水深11m)
・事業期間：令和元年度～令和4年度
【海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域】：8ha(.....)



鹿島港

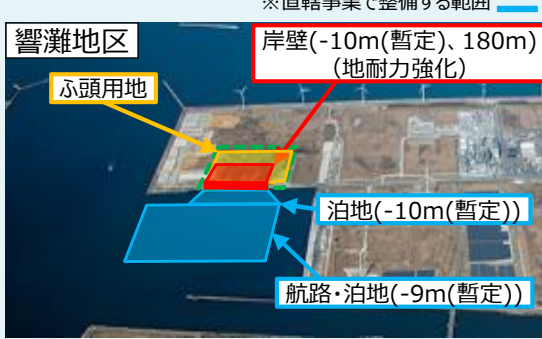
【指定日】令和2年9月2日
【事業の概要】
・整備施設：岸壁(水深12m)、泊地(水深12m)、航路・泊地(水深12m)
・事業期間：令和2年度～令和6年度
【海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域】：5ha(.....)
(背後の用地を含めて8ha以上)



北九州港

※発電事業者1社と契約済

【指定日】令和2年9月2日
【事業の概要】
・整備施設：岸壁(水深10m)、泊地(水深10m)、航路・泊地(水深9m)、ふ頭用地
・事業期間：令和2年度～令和6年度
【海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域】：8ha(.....)



新潟港

【指定日】令和5年4月28日
【事業の概要】
・整備施設：岸壁(水深12m)、泊地(水深12m)
・事業期間：令和5年度～令和8年度
【海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域】：8ha(.....)



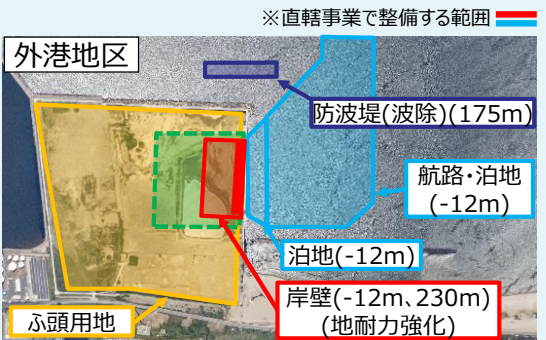
青森港

【指定日】令和6年4月26日
【事業の概要】
・整備施設：岸壁(水深12m)、泊地(水深12m)、航路・泊地(水深12m)
・事業期間：令和6年度～令和9年度
【海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域】：8ha(.....)

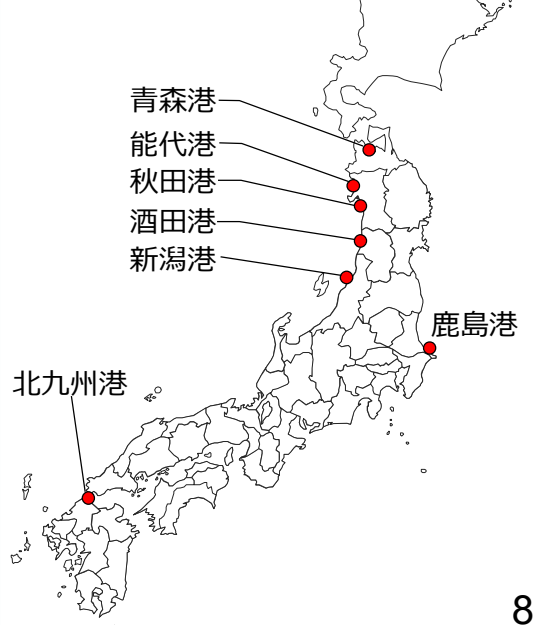


酒田港

【指定日】令和6年4月26日
【事業の概要】
・整備施設：岸壁(水深12m)、泊地(水深12m)、航路・泊地(水深12m)、防波堤(波除)、ふ頭用地
・事業期間：令和6年度～令和9年度
【海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域】：8ha(.....)



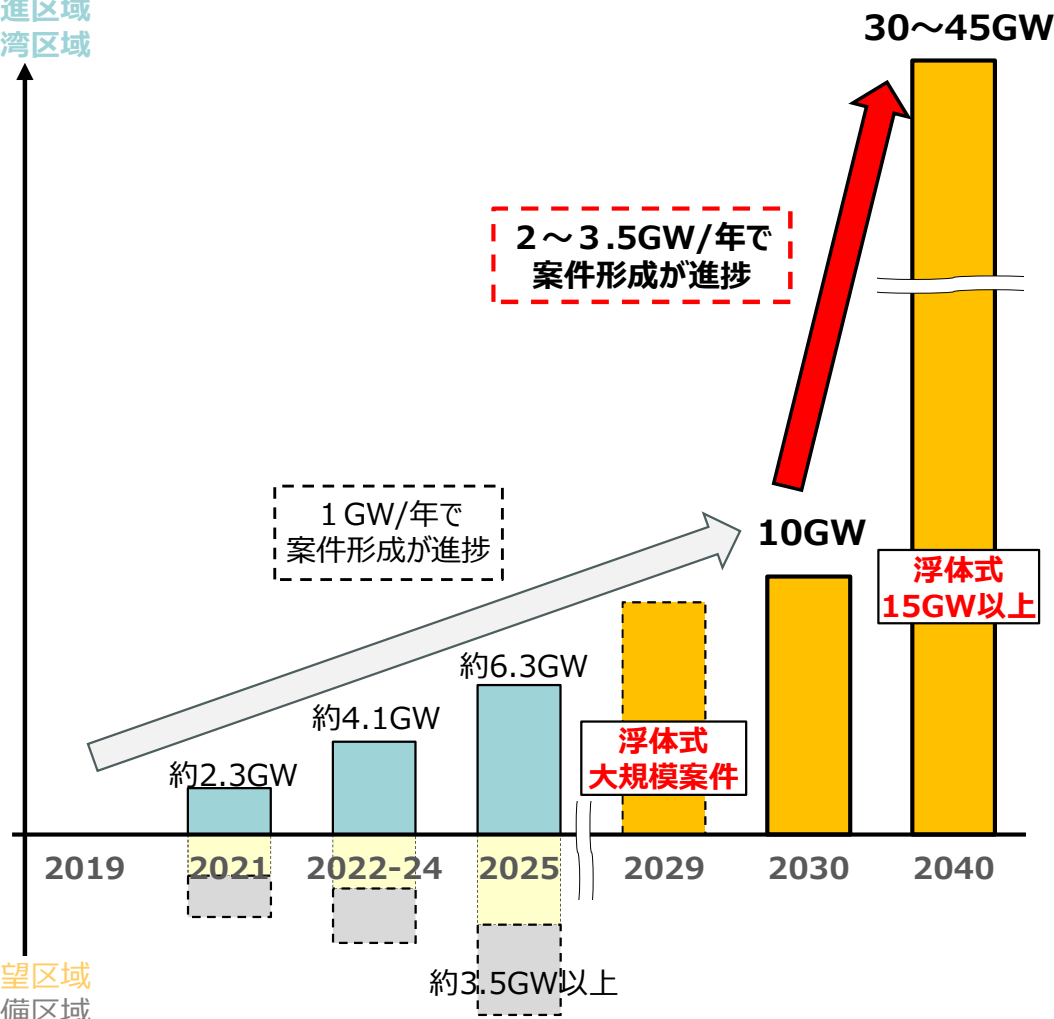
【位置図】



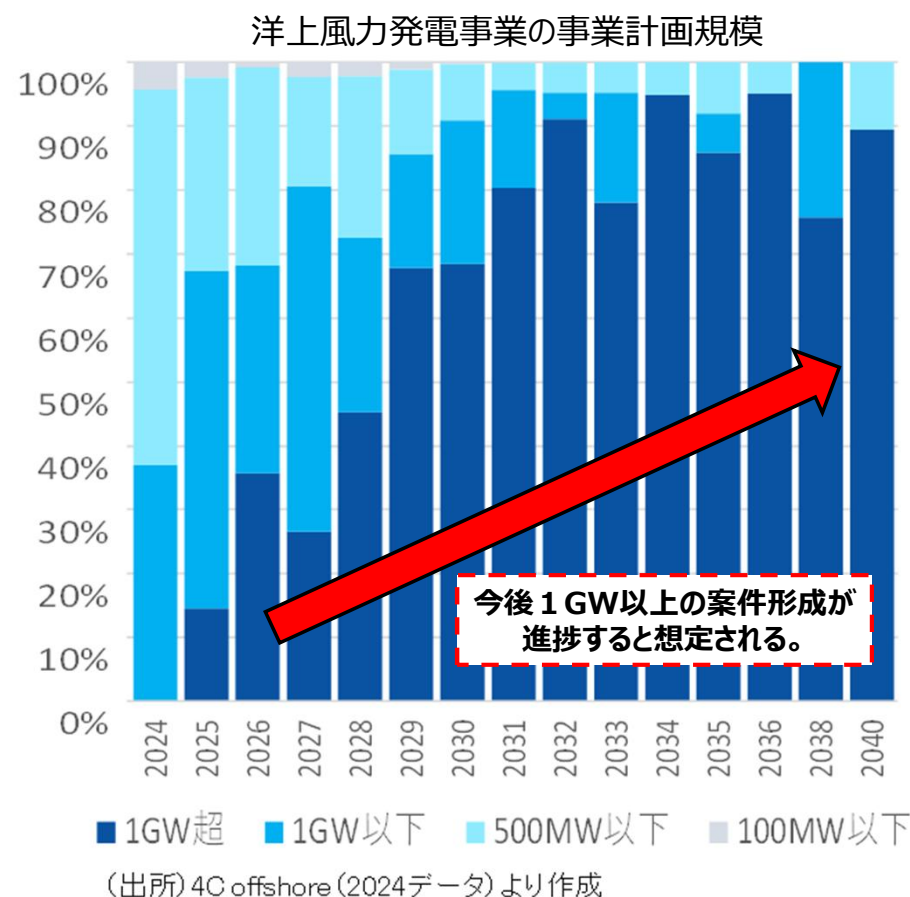
- 洋上風力発電については、「第7次エネルギー基本計画」において、2030年までに10GW、2040年までに30GW～45GWの案件を形成することを目指すとされており、そのうち浮体式については洋上風力産業ビジョン（第2次）にて、2029年に大規模案件の形成、2040年までに15GW以上案件形成を目指すことが示された。
- 一般海域における占用許可制度の創設後、洋上風力の案件形成は1GW/年で進んでおり、2030年以降は2～3.5GW/年で進んでいくことが想定され、基地港湾の機能強化が求められる。

港湾区域・促進区域における案件形成の状況

促進区域
港湾区域

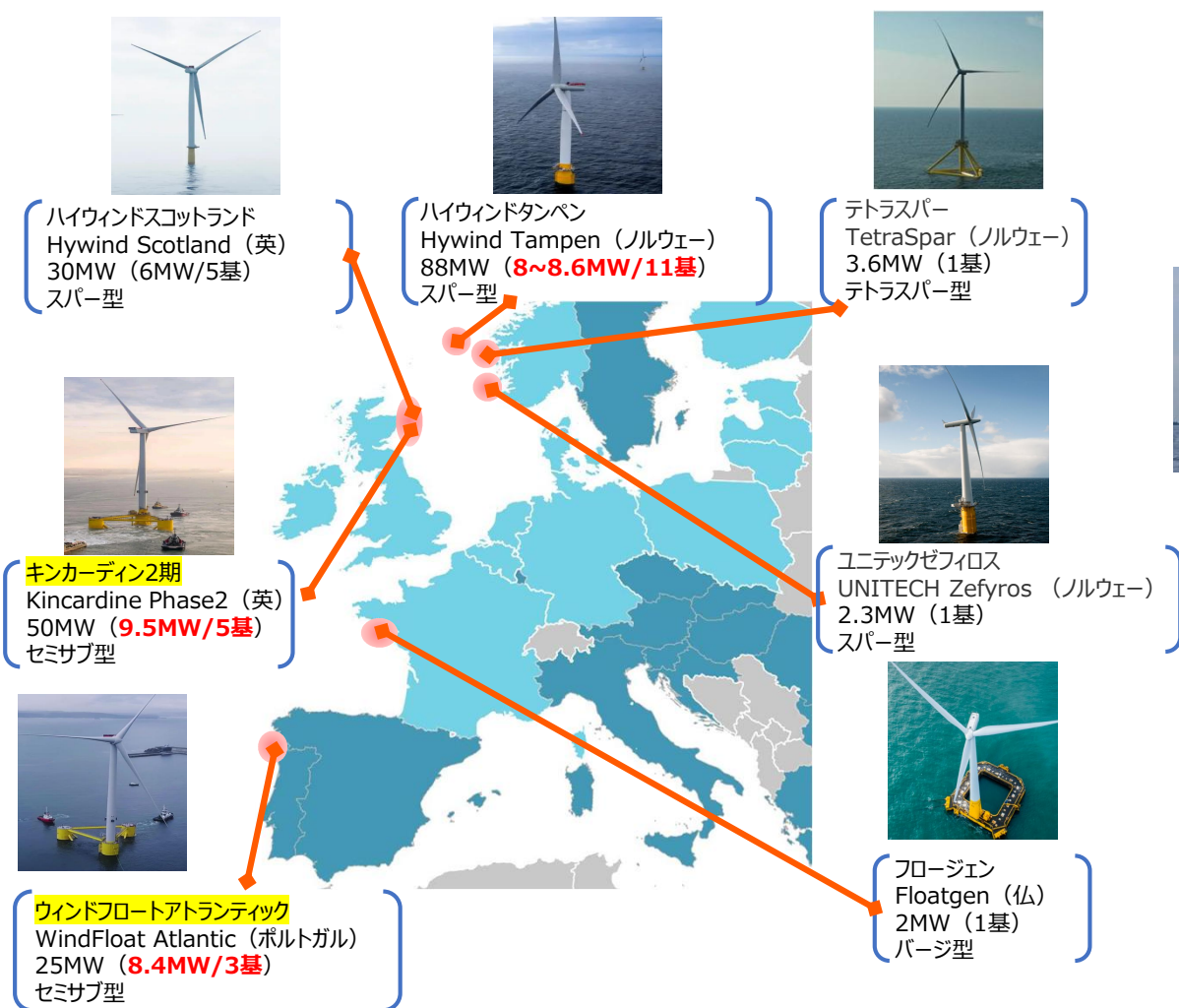


洋上風力発電事業の大型化

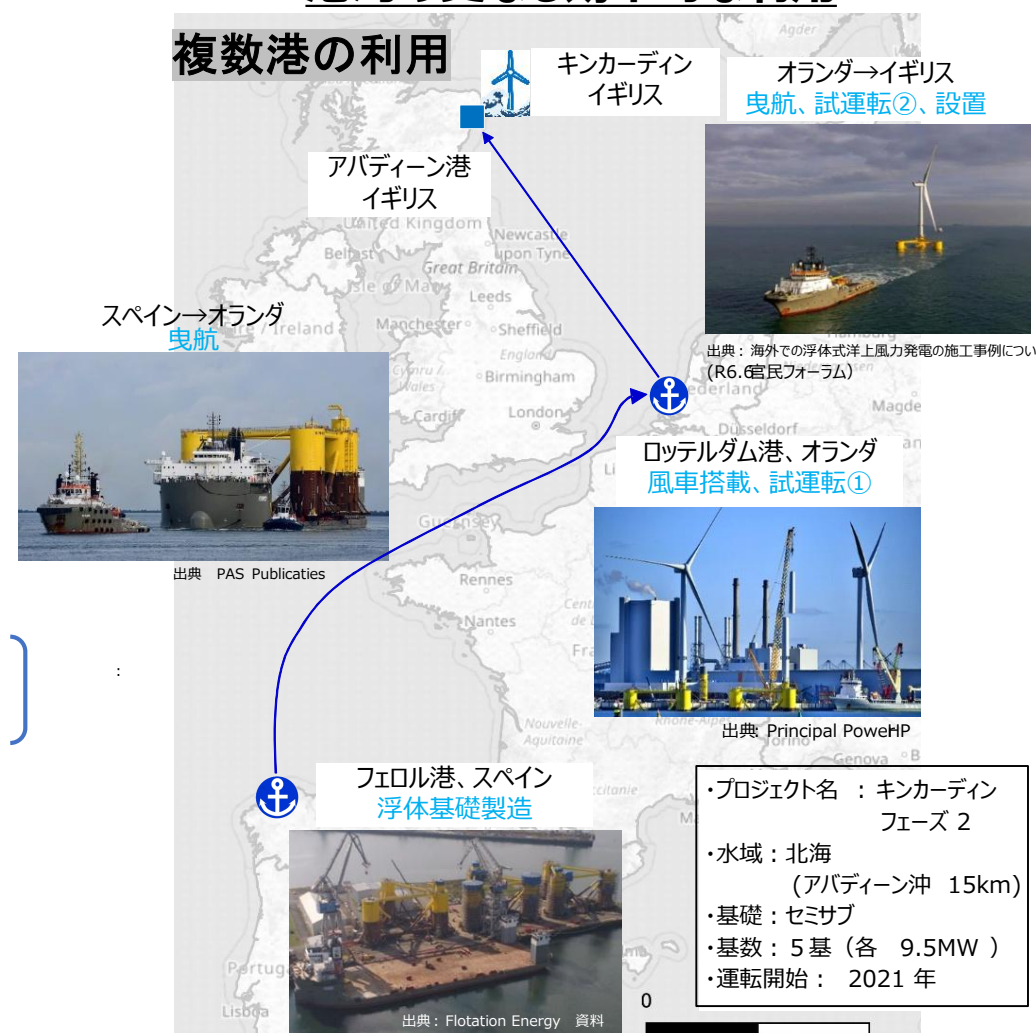


- 欧州では、2~8MW級の小型の浮体式洋上風力発電が既に稼働しており、今後浮体式の導入が進んでいくことが見込まれている。
- 浮体式では、複数の港湾を組立工程毎に機能分担を行い、施工を行っている。

運転中の主な浮体式洋上風力発電（欧州）



港湾の更なる効率的な利用





欧州で考えられている複数港湾運営事業者構想

3. 管理・運営の分離

欧州には、港湾管理と港湾運営とを分離している実例が多くある

注1: 分離例の一つがフランスのPort La-Nouvelle。広域地方公共団体であり港湾管理者であるOccitanie Regionから港湾運営機能を分離、官民合併のSEMOPを設立して港湾運営を請け負わせ、長期的観点で投資回収を図りつつ、発電事業者に見込められる発電事業に与えられるように使用料等を設定するなど細やかなサービスを提供することで発電開発意欲を促している。そのSEMOPの港湾運営実務の中核が40以上の港湾運営実績のある EUROPORTS

5. 複数港湾運営事業者構想

複数港湾の管理者・ステークホルダー、港湾運営能力のある民間事業者（複数）とで作る官民合併の港湾運営事業者が各港湾管理者から港湾運営を受託、中長期的観点かつ産業促進・地域連携を念頭に民間投資の誘因を図って以下に取り組む

港湾設計: 港湾管理者に相談しながら港湾運営事業者が設計

港湾運営実務: 出資民間事業者が主に担う

関連船舶手配: 需給の逼迫が見込まれるが発電事業者が事前に手配できない主要作業船（浮体出荷用半潜水バージ、MPSV, CSOV, ケーブル敷設船等）を10年単位で傭船し、発電所開発に提供する

経営安定目的の多角化: 洋上変換所経営等

4. 公的資金レバレッジ

欧州には、複数分野において同時に公的資金でのレバレッジを図り、市場任せでは進まないバリューチェーンの脆弱性解決を目指す組織がある

注2: 上記発言は英国で設立された Great British Energy (GB Energy) を指している。まだ黎明期にある英国洋上風力発電開発において、GB Energyは主体的かつ互いに連動させながらインフラ開発・プロジェクト開発・地域連携・サプライチェーン構築に同時に投資、海底リース入札後のプロジェクト迅速化と民間投資の誘引を図っている

1. 連携調整の必要性

港湾間の複雑なロジスティクス管理を発電事業者は担えない。よって、プロジェクト全ての製造・組立・据付・出荷を一つの港湾で担うことは出来ない場合には複数港湾の連携調整が求められる

2. 仲裁の限界

港湾にはそれぞれ異なる経営目標があり、日々数多く発生するオペレーションにおける利害調整を仲裁によって解決することは極めて困難、関係港湾が一つの経営目標を共有することが望ましい